

老人福祉法施行細則の一部改正の概要について

1 趣旨

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）に規定されている福祉の措置等については、その細目を「老人福祉法施行細則（昭和 39 年 6 月横浜市規則第 82 号）」に定めています。

この度、当該規則の見直しを行い、一部の様式の改正とその他必要な規定改正を行います。

2 改正部分の概要

法による福祉の措置に関する手続きについては、別途定めるとともに、その他必要な規定整理を行います。

条	項目	改正の概要
第 1 条の 2	措置申込書	措置申込時の手続きについて、法第 10 条の 4 に規定する措置を規定し、その他必要な改正を行います。
第 2 条	備付書類	法に基づく福祉の措置に関する書類について、削ります。
第 4 条	決定通知書	措置決定時の通知書について、削ります。
第 5 条	養護受託申出書	養護受託申出書について、削ります。
第 6 条	入所依頼書等	入所依頼時の依頼書について、削ります。
第 7 条	葬祭依頼書等	葬祭依頼時の依頼書について、削ります。
第 9 条	措置費概算請求書等	措置費概算請求書について、削ります。
第 10 条	措置費精算書	措置費精算書について、削ります。
第 11 条	経理状況報告書等	経理状況報告書について、削ります。
第 12 条	老人居宅生活支援事業開始届出書等	様式の改正を行います。
第 13 条	老人デイサービスセンター等設置届出書等	様式の改正を行います。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

4 関係法令

(1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4、第 11 条